



平成25年8月、多くの死傷者を出した福知山花火大会の爆発事故を踏まえ、火災の危険性の高い催しの防火管理体制を強化するため、高萩市火災予防条例の一部が改正されました。

主な改正内容は…

縁日、花火大会など多数の者が参加する催しで、燃料や電気を熱源とする火気器具を使用する場合には、消火器の準備をし、「露店等の開設届出」が必要になりました。

※町会などの相互に面識のある集まりなどは該当しませんが自主的に消火器の準備をお願いします。

届出様式は、高萩市消防本部ホームページ各種様式ダウンロードにあります。

お問い合わせ先

高萩市東本町3-1-1

高萩消防署 警防・救急救助G

・ 0293-22-01119 / FAX 0293-24-3031